

緑の風 FAX版



JR 東労組ホームページ

NO. 12 2019年8月22日 JR東労組

第3回中央執行委員会 決定事項 (2019. 8. 22)

第3回中央執行委員会において議論し、決定したことについて、本日指令7号を発出しました。

—指令7号—

- 1、畠山浩信君の中央執行部員を解除する。
- 2、東京地方本部に畠山浩信君の地本特別執行委員の任を解除することを求める。
- 3、畠山浩信君に「真実の声」の閉鎖を求める。
- 4、中央本部は畠山浩信君に対し、雇用と勤務に関する規則第25条2項に基づき、2019年8月23日から懲戒処分決定まで出勤停止を命ずる。
- 5、12地方本部は指令の内容を全組合員へ周知し、組織破壊を許さない体制を構築すること。

【中央執行委員会での主な議論】

中央本部は「真実の声」を組織破壊と断定し『新生JR東労組運動と12地本の団結を破壊する「真実の声」を許さない中央本部見解』を発出してきました。同時に、指令20号を発出し、全12地本が組織破壊と確認された「真実の声」に対して見解を明らかにしてきました。

これまで「真実の声」は、投稿者が匿名であることをいいことに、多くの組合員が誹謗中傷を受け、山口中央執行委員長も人身攻撃を受け、個人訴訟を行ったところ「真実の声」の発信者は、中央執行部員の指定を受け、東京地方本部に派遣され、特別執行委員として企画部次長に就いている畠山浩信君であったことがわかりました。

畠山浩信君が全12地本で組織破壊と確認した「真実の声」に加担していたことは、組織破壊以外のなにものでもありません。しかも、畠山浩信君はJR東労組に雇用されいながら、JR東労組の名譽を著しく汚し、社会的信用を失墜させ、機関役員として団結または統制を乱しました。

中央執行委員会は、畠山浩信君を組織破壊者と断定し、中央執行部員の解除を満場一致で確認しました。東京地方本部にも、畠山浩信君の特別執行委員の指定の解除を行うことを指令します。

畠山浩信君が行った行為は、犯罪行為であり、中央本部はこの犯罪行為を許すわけにはいきません。中央執行委員会は、畠山浩信君に直ちに「真実の声」を閉鎖することを求めます。

中央執行委員会は、畠山浩信君に対し、雇用と勤務に関する規則第25条2項（懲戒の種類）「前項による懲戒手続進行中においては、その決定まで出勤停止を命ずることができる。」を適用し、2019年8月23日から懲戒処分決定まで出勤停止を命ずることを確認しました。

**真実の声を活用した犯罪行為を許さない
指令7号を全組合員に周知しよう！**